



～ 島しょ地域のブランド化支援 ～

令和7年度

東京宝島チャレンジプロジェクト

募集要項

募集期間 令和7年（2025年）6月16日（月）

～令和7年（2025年）7月31日（木）

令和7年度東京宝島チャレンジプロジェクト運営事務局

目次

I	はじめに	3
1.	東京宝島チャレンジプロジェクトとは.....	3
2.	支援対象事業者に選定されると	3
3.	東京宝島チャレンジプロジェクト実施の背景.....	3
II	公募概要	4
1.	募集期間	4
2.	選定団体数	4
3.	応募対象プロジェクト	4
4.	応募プロジェクト要件	4
5.	応募団体資格.....	5
6.	応募から決定までのスケジュール	5
7.	応募方法	6
8.	事前相談窓口.....	7
III	審査・選定	9
1.	審査方法	9
2.	二次選考審査基準	9
3.	審査・選定に係る注意事項	9
IV	選定後の支援.....	11
1.	支援内容	11
V	その他の留意事項	14

I はじめに

1. 東京宝島チャレンジプロジェクトとは

島しょ地域の魅力発見とブランド化に向けた取組の一環として、新たなサービスの起業及び事業化に向けたチャレンジへの参加を希望する事業者を「東京宝島チャレンジプロジェクト支援対象事業者」として公募・選定し、様々な支援を行います。

2. 支援対象事業者を選定されると

3年間で最大1億円の財政的支援等、チャレンジプロジェクトへの取り組みにおいて、島しょのブランド化を一層加速化する新たなサービスの起業及び事業化に向けたチャレンジに係る様々な支援を受けることができます。

また、新たなサービスの持続的な発展を図るため、支援対象事業者の取組分野に知見や実績をもつパートナー企業等による、以下の例示をはじめとする支援を受けることが出来ます。（詳細は「IV 選定後の支援」を参照。）

《支援内容の例》

アドバイザーから適切な助言（プロジェクトに係る支出経費等の日常的な相談、仮説検証のためのデータ収集・分析、市場調査、販売・マーケティング戦略、ビジネスマッチング、戦略的PR、島内への普及・周知、取組の試行、新たなアクションの検討など）を行います。

3. 東京宝島チャレンジプロジェクト実施の背景

東京の島々は、首都東京にありながら、海、山、星空といった雄大な地域資源や気候風土に由来する個性的な特産品など、魅力ある「宝物」に溢れています。

東京都では、こうした宝物に更なる磨きをかけ、広く発信していくため、ブランディングやマーケティングなどの専門家からなる「東京宝島推進委員会」を立ち上げ、島しょ地域のブランド化に向けた議論を進めてきました。

平成30年度からは、東京の島しょ地域全11島を包括する東京宝島ブランドコンセプトを発表するとともに、島ごとに島内事業者等が集まり島のブランド化に向けた議論を行う「島会議」では、各島の魅力・個性を表現するブランドコンセプトと魅力を一層高める取組アイデアが生まれ、各島ではアイデアの実現に向けた取組が継続的に進められています。令和4、5年度は、各島で構築した地域ブランドコンセプトに基づき、島の魅力を島内外に発信するとともに島の付加価値を高め地域の持続的な発展を目指す取組アイデアを公募・選定し、ブランド化を加速化する様々な支援を実施いたしました。

さらに、令和6年度からは、複数の島しょにまたがる広域的取組を支援するため、新たなサービスの起業及び事業化に向けたチャレンジを支援する東京宝島チャレンジプロジェクトを開始し、これまでの取組を一層推進しています。

Ⅱ 公募概要

1. 募集期間

令和7年6月16日（月）午前9時から7月31日（木）午後5時まで

2. 選定団体数

3団体程度

3. 応募対象プロジェクト

関係人口の創出や移住定住の促進に向けた、医療、住宅、仕事等の分野における暮らしやすい地域づくりや、観光客の誘致、地域産品の磨き上げ・魅力発信等、地域資源を活かした地域産業・経済の活性化といった、島しょ地域が抱える地域課題を解決し、一層の魅力向上につながる、以下の(1)から(3)のいずれかに該当するプロジェクトが対象となります。

- (1) 事務局が事前に調査した島しょ地域が抱える地域課題の解決につながるプロジェクト
詳細は別紙1【島しょ地域が抱える地域課題一覧】を参照
- (2) 申請者が独自に調査・分析し、島しょ地域が抱える地域課題の解決につながるプロジェクト
- (3) (1)から(2)に掲げるもののほか、島しょ地域が抱える地域課題の解決や島しょ地域のブランド化につながるプロジェクト

4. 応募プロジェクト要件

以下の(1)から(2)が応募するうえでのプロジェクトの要件となり、すべてを満たす必要があります。

- (1) 令和9年度末以内に事業化予定であるとともに、各プロジェクトの応募事業者の事業計画またはそれに準ずるものに定めたプロジェクトであること
- (2) 島しょ地域を地理的要因及び交通アクセスの観点から分割した以下の3つの各ブロック内における島しょ間をまたぐプロジェクト※1、または事業化した際に他の島に事業拡大する予定が見込まれるプロジェクトのいずれかであること

※1 応募プロジェクトの事情によっては、ブロックをまたぐプロジェクトも可

第一ブロック	大島、利島、新島、式根島、神津島
第二ブロック	三宅島、御蔵島、八丈島、青ヶ島
第三ブロック	父島、母島

5. 応募団体資格

以下の(1)から(11)が応募団体資格となり、すべてを満たす必要があります。なお、選定後においても、これら応募団体資格が実態を伴っていないこと等が判明した場合、選定取組としての資格を喪失するとともに、支援に要した費用を返金していただく場合があります。

- (1) 自社の持つ強みを生かし、「3 応募対象プロジェクト」のサービス展開に意欲のある既存の事業者や、スタートアップ※1などの新たな起業を計画されている方が構成する団体※2であること

※1 創業後10年未満(新サービスのリリース後10年未満の第二創業も含む)の中小企業者または創業予定者

※2 社団法人、合同会社NPO、複数の個人事業主で構成された団体も含む

- (2) 島しょ地域の環境・文化・人に配慮した事業展開ができること
- (3) 応募対象のプロジェクトが、令和7年4月1日時点で公的機関が実施する本事業と同一の支援施策を受けておらず、本事業の支援期間に重複して公的機関からの支援を受ける予定がないこと
- (4) 後述の「パートナー企業等との連携支援」及び「アドバイザーによる伴走支援」等、参加必須のプログラムに参加できること
- (5) 支援対象期間後も継続して、価値・サービスの提供等を通じて島しょ地域のブランド化の推進に取り組む意思があること
- (6) キックオフ会議や進捗報告会議、成果報告会、各種会議等に指示に基づき参加できること
- (7) 本事業以外の地域振興・事業化支援に関する東京都の事業に協力できること
- (8) 過去に国・都道府県・区市町村等が実施する事業に関して、不正等の事故を起こしていないこと
- (9) 連鎖販売取引、ネガティブ・オプション(送り付け商法)、催眠商法、靈感商法など公的支援先として適切でないと判断する業態を営むものではないこと
- (10) 「東京都暴力団排除条例」に規定する暴力団関係者又は「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条に規定する風俗関連業、ギャンブル業、賭博等、支援の対象として社会通念上適切でないと判断される業態を営むものではないこと
- (11) 支援期間中、プロジェクトを継続する意思を持ち、推進できる能力を有していること。

6. 応募から決定までのスケジュール

一次選考の結果については8月下旬頃、二次選考の結果については9月下旬頃を目途にEメールにてお知らせする予定です。

6月16日(月)から7月31日(木) 午後5時まで	申請募集
8月初旬～中旬	一次選考（書類審査）
8月下旬を予定	一次選考結果通知
9月中を予定	二次選考（コンテスト）
9月下旬を予定	結果通知

7. 応募方法

応募者は、島しょ町村が抱えるブランド化に向けた課題を理解した上で、自らのアイデア・技術力を活かしつつ、その課題解決に資するようなプロジェクトをご提案ください。複数応募は可能ですが、採択されるプロジェクトは1つに限られます。

なお、本プログラムへの応募には、東京宝島特設ホームページの本プログラム応募フォームに必要事項を入力し、下記の所定のエントリーシートを添付する必要があります。

(1) 応募書類の入手

東京宝島特設ホームページからダウンロードしてください。

(2) 応募書類の提出

下記の書類を作成、準備して下さい。

ア エントリーシート

様式1：取組事業者概要書

様式2：取組計画書①

様式3：取組計画書②

様式4：必要経費・資金内訳書

様式5：収支計画書



[東京宝島特設ホームページ](#)

(3) 提出方法

ア 東京宝島特設ホームページの応募フォームにアクセスし、必要事項を入力

（右上二次元コードを参照）

イ 応募フォーム内の案内に従い、作成した（2）をメール添付し提出

ウ 「送信」ボタンを押して応募完了

(4) 応募に係る注意事項

ア 応募に係る一切の費用は応募者の負担とします。

イ 応募された書類等に含まれる個人情報の取扱いについては、「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律施行条例」及びその他の関係法令を遵守し本事業の運営の目的以外には使用いたしません。

ウ 応募用紙に記載したプロジェクト内容については、今後のプロジェクトの実施方針となります。選定後に、応募事業者の都合で取組内容を変更する場合は、事前に東京都の承認を受ける必要があります。ただし、軽微な変更や、東京都又は事務局

からの事実関係の確認に応じて内容を変更した場合は、この限りではありません。
エ 以下に該当する場合は、選定の対象となりません。また、選定後に以下に該当することが判明した場合は、決定を取り消すとともに支援金を返還していただくことがあります。

- ・ 応募資格を満たさなくなった場合、応募書類に記載された内容が虚偽又は公序良俗その他法令の定めに反する、もしくは著作権その他第三者の権利を侵害していることが認められた場合
- ・ 東京都の承認を得ず、応募事業者の都合により応募書類に記載された内容を大幅に変更した場合
- ・ 新規事業の創出ではなく、現在すでに東京の島しょ地域で行っている既存事業の他島展開等の単純な事業拡大に該当する場合
- ・ 島しょ地域以外の事業者が申請する場合は、取組内容に関して島内関係団体や事業者等との連携が図れてない場合
- ・ その他、本事業への参加が不適切だと東京都が判断した場合

8. 事前相談窓口

コンテストの応募期間中、応募を検討している団体や事業者等が常時相談できる相談窓口を設置します。中小企業診断士や MBA 等、経営に関する資格を有するコーディネーターが、応募に関する相談や提案事業への助言等のサポートを実施することにより、コンテストへの応募を後押しします。

(1) 設置期間

令和7年6月16日（月）午前9時から7月24日（木）午後5時まで

(2) 窓口開設時間

平日（月～金、祝日除く）午前9時から午後6時まで

(3) 予約方法

事前予約制とし、都 HP の相談予約フォームから予約

(4) 予約期間

令和7年6月16日（月）午前9時から7月18日（金）午後5時まで

(5) 利用条件

- ア 相談可能な内容に準ずること（(6) 参照）
- イ 1 団体につき相談回数は1回程度、1回当たりの相談時間は30分を目安とする
- ウ 基本的に WEB 相談（Microsoft Teams）とする
- エ 応募に当たっての提出物（応募書類）の添削はできないこととする

(6) 相談分類

- ア 経営相談、技術・IT 活用相談、進捗管理
- イ 地方創生、地域再生、離島における事業相談

ウ コンテストの応募手順等に関する相談

(7) その他

事前相談窓口の利用にあたっては、事前に別紙4【FAQ】を参照すること。

Ⅲ 審査・選定

審査基準に基づき、外部専門家等により構成する審査委員会において提出書類及びコンテスト（面談審査）による選考を行います。選定された事業者等については、東京都ホームページにおいて公表します。また、応募者全員に対し、事務局から結果の通知を行います。

1. 審査方法

（１）一次選考（書類審査）

審査委員会においてエントリーシートによる書類選考を行います。応募要件、応募対象プロジェクト、応募団体資格等に合致しているエントリーか否か、実現可能性・継続性等を審査基準に総合的に評価を行い、二次審査の対象とする事業者を選定します。

（２）二次選考（コンテスト）

一次選考を通過された応募事業者は、プロジェクト構想のプレゼンテーションによるコンテストを実施いたします。なお、意欲のある応募事業者が広く認知され、ビジネスマッチング等につながるよう、コンテストの様子はオンライン配信等を予定いたします。

ア 会場

都内区部における会場にて、対面で実施

イ 時間

プレゼンテーション 20 分程度、質疑応答 10 分程度

2. 二次選考審査基準

以下の審査基準に基づき、二次選考を総合的に評価します。詳細は別紙 2 【審査基準】を参照すること。

- （１）プロジェクト内容と島しょ地域の現状・課題解決との親和性
- （２）プロジェクト内容の実現可能性・継続性・将来性
- （３）申請団体の独自性・優位性・技術力
- （４）複数の島をまたいだ連携及びその効果
- （５）島しょ地域の活性化に向けた取組意欲

3. 審査・選定に係る注意事項

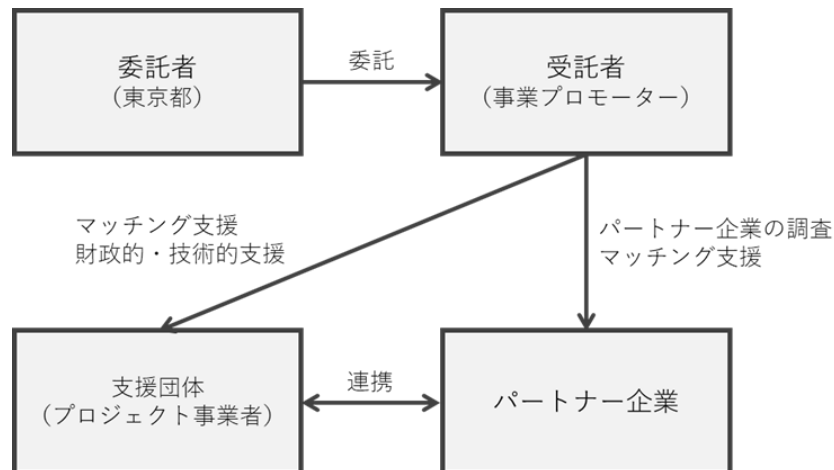
- （１）審査の経過、内容等については非公表とします。
- （２）お問い合わせいただいても一切お答えできませんので、あらかじめご了承ください。
- （３）審査にあたり、追加資料の提出、説明及び追加ヒアリングをお願いする場合があります。
- （４）応募内容については、東京都各支庁及び各町村に共有させていただきます。
- （５）二次選考については、計画の執行体制、取組内容・意欲等を総合的に勘案して審査するため、必ず 3 件採択するものではありません。

(6) 採択後や支援期間が終了した後においても、以下の事項が判明した場合は、支援を中止・取消しをするとともに、支援金の返金をしていただくことがあります。

- ア 偽り、隠匿その他不正の手段により支援を受けたとき又は受けようとしたとき
- イ 過去に国・都道府県・区市町村・(公財)東京都中小企業振興公社等が実施する事業に関して、不正等の事故を起こしたことが判明したとき
- ウ 都が連鎖販売取引、ネガティブ・オプション(送り付け商法)、催眠商法、靈感商法など支援先として適切でない業態と判断したとき
- エ その他、都が支援事業として又は支援先として不適切と判断したとき

IV 選定後の支援

選定された支援団体（プロジェクト事業者）に対して、事務局による支援を行います。実施スキームは以下のとおりです。



1. 支援内容

(1) パートナー企業等との連携支援

- ア 支援対象プロジェクトの早期実現及び持続可能な発展を図るために必要となる連携団体について、支援団体にヒアリングを実施し、マッチング企業へのニーズ・課題の整理を行います。
- イ ヒアリング後、連携が必要となった支援団体に対して、様々な媒体の活用や、事務局保有リストやコネクションの活用等をし、引き合わせ候補となる企業リストを作成します。
- ウ 引き合わせ候補の企業リストの中から、支援団体との協議のうえ、パートナー企業を選定し、プロジェクト実現に向けた協議を目的とした初回の顔合わせの場を設定いたします。

なお、連携に当たり契約が必要な場合は、支援団体自身が連携団体と契約を行うほか、連携に費用が発生する場合は、支援団体の負担となります。

(2) アドバイザーによる伴走支援

支援の対象とするプロジェクトに対し、選定後から支援期間中、プロジェクトの内容に応じた専門知識や業務実績を持ち合わせたアドバイザーを設定し、適切な助言（プロジェクトに係る支出経費等の日常的な相談、仮説検証のためのデータ収集・分析、市場調査、販売・マーケティング戦略、ビジネスマッチング、戦略的PR、島内への普及・周知、取組の試行、新たなアクションの検討など）を行います。

(3) 経費負担

ア 支援額

支援額の上限は、原則３ヶ年（令和９年度末まで）で最大一億円とし、各年度の内訳は以下となります。なお、２年目以降の支援額は、毎年度の東京都の歳入歳出予算が、前年度末までに東京都議会で可決された場合において確定します。

令和７年度（１年目）	最大 2,000 万円
令和８年度（２年目）	最大 4,000 万円
令和９年度（３年目）	最大 4,000 万円

また、支援額は、選定された団体数と東京都予算の範囲内で、東京都と事務局で調整、精査の上、決定します。

なお、申請書類の記載事項が事実と異なっている、または実態を伴っていないこと等が選定後に判明した場合、選定取組としての資格を喪失するとともに、支援期間後にその事実が発覚した場合も含め、支援に要した費用を返金していただく場合があります。

イ 支援対象経費

支援対象経費は、以下の条件に適合し、かつ 別紙３【支援対象経費一覧】に記載のものとする。

条件	・プロジェクトを実施するための直接的かつ必要最小限の経費 ・支援対象期間内に契約、取得、実施、支払が完了する経費 ・支援対象の用途、単価、規模等の確認が可能、かつ本事業に係るものとして明確に区分できる経費 ・財産取得に該当する場合は、申請者に所有権が帰属する固定資産の償却期間における当該年度の償却額
備考	事業計画の中で示す支援対象経費の算出にあたっては、実績額と大きな差額が生じないように、実行可能性を十分に検討すること

※補足事項

以下のような経費は対象としません。

- 支援団体による契約から支払及び納品完了までの一連の手続きが支援期間内に行われていない経費
- プロジェクトに関係のない物品の購入、外注、業務委託等の経費（完了時点で未使用の購入原材料等を含む。）
- 交付決定後に実施する「完了検査」で対象外と判断された経費
- 親会社、子会社、その他関連法人等、本事業において出資等を受けた事業会社等との取引により生じる経費

- 支援団体自身への報酬、謝金（支援団体自身のサービスに対する対価は対象経費とすることも可）
- 特許権、商標権等の知的財産権の申請・取得に要した費用
- 非減価償却資産（用地等）の取得費
- 単に既存施設を改修するための経費
 - ※ ただし、新たな機能やコンテンツが追加されるなど、新たな事業要素が認められる場合は、新たな事業要素部分については支援対象となる可能性がある
- 取組実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- 国、東京都、町村等により別途、同一活動の経費に対して補助金、委託費等が支給されている活動に関する経費
- 本項目以外の支援団体自身の事業における営利のみを目的とした活動に関する経費
- コミュニティファンド等への初期投資（シードマネー）、出資金
- 飲食等に係る経費
- 東京都の基準額を上回る謝金及び賃金費用
- 取組アイデアの申請に要した費用
- その他取組アイデアと無関係と思われる経費

（４）経費精算方法

経費精算にあたっては、各経費内容が（３）イの条件かつ別紙３【支援対象経費一覧】に適合するかプロジェクト事業者にて確認及び経費精算を行ったうえ、年度ごとに事務局に以下書類を提出してください。事務局で提出書類の記載事項が適当であると判断した後、当年度の経費が事務局から支払われます。

ア 経費精算書

記載項目：申請日、代表事業者名、代表者名、日付、内容、支払先、金額

※ 様式は選定後に事務局側で用意します

イ 領収書等

領収書その他、経費の区分に応じて契約書、実績報告書等の提出を求める場合があります。

（５）支援期間

事業の支援期間は、原則３ヶ年（令和９年度末まで）とする。

ただし、プロジェクトの採択をもって翌年度以降の支援を確約するものではなく、翌年度以降の支援については、毎年度の東京都の歳入歳出予算が、前年度末までに東京都議会で可決された場合において確定する。

V その他の留意事項

- 1 支援団体にはプロジェクトに関する報告を行っていただきます。実施時期や実施方法については、東京都と事務局が協議の上で定めます。
- 2 プロジェクトの実施に当たっては、関係法令等を遵守し、支援団体の責任で行ってください。プロジェクトの実施に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、支援団体がその費用を負担してください。
- 3 本事業では広報を目的として、プロジェクトやプロモーション、関連事業等の様子を撮影し、東京宝島事業に関する PR 等に活用します。
- 4 メディア等からプロジェクトについて問合せや取材があった場合、必ず事前に事務局に報告をするとともに、その内容が記事掲載又はテレビ放送などされる前に、必ず事務局にその内容を報告してください。また、プロジェクトを町村の広報誌を含む情報発信媒体に掲載し PR する場合、事前に事務局までご連絡ください。
- 5 プロジェクトやその成果物については、以下のとおりとします。
 - (1) プロジェクトや納入される成果物において、第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、支援団体は当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係わる一切の手続を行うこと。
 - (2) 納入される成果物に関し、第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、東京都の帰責事由による場合を除き、支援団体の責任と費用をもって処理すること。
 - (3) 支援団体は、成果物の一部修正等を東京都に認めること
- 6 本要綱に定めのない事等については、別途、事務局及び東京都と協議の上で定めます。プロジェクト採択後、支援団体の都合による本事業からの撤退やプロジェクト内容の大幅な変更は原則不可であること。
- 7 本募集要項に係る問い合わせは以下、東京宝島チャレンジプロジェクト運営事務局のメールアドレスにご連絡ください。

JPABTOSHOBLANDINGDL@abeam.com

※電話での連絡を希望される場合は、メールにその旨記載の上ご連絡ください。

島しょ地域が抱える地域課題一覧

項目		地域課題	概要
地域の魅力を活かした地域経済の活性化に向けた課題	観光	高単価の観光客（インバウンド・シニア層等）や若年層等の多様な観光客の獲得と観光消費の拡大	島しょ地域への観光にあたり、インバウンドによる観光消費額も過去最高を更新するなど需要の高まりが見られる他、シニア層は他の年代と比べて観光費用が高いと感じていない傾向にあります。地域経済の活性化のためには観光消費の拡大も重要な要素であり、これにあたりインバウンド客やシニア層は、高単価が見込まれる有望な顧客層であると考えられます。また、若年層は今後の消費を担う存在であると言え、この層の獲得は将来的な観光消費額増加に繋がるため、同様に有望な顧客層であると考えられます。
		島単位での非日常体験（自然・景観・雰囲気など、他の場所では体験できない非日常的な空間に魅力を感じている一方、島しょ地域では、これらの魅力を効果的に発信できているとは言えない状況です。観光の目的地として、島外に向けた総合的な魅力の訴求が求められます。	
		閑散期における観光に限らない来島促進	島しょ地域では、ゴールデンウィークや夏休みの時期に観光客が集中し、宿泊施設や交通機関等の需要がひっ迫しますが、冬季をはじめその他の時期における来島者が少ないなどの繁閑差が課題となっています。観光客が少ない時期においても、観光にこだわることなく来島者を確保することが求められます。
		高水準な宿泊サービスの提供（設備・飲食・ホテルステイ等）	島しょ地域における宿泊施設の多くは民宿で、施設の老朽化が進んでいる場合や、素泊まりの場合も多く、観光客のニーズを満たせていないことも少なくありません。また、高単価な外国人観光客の獲得を図るにあたって、外国人観光客のニーズを満たすようなサービスの提供が求められることから、観光客が魅力を感じる宿泊サービスの提供が望まれます。
		天候悪化時の観光の過ごし方の構築	島しょ地域を観光中に天候が崩れた際、観光客がゆったりと過ごすことのできる場所が十分に整備されているとは言えない状況です。特に若年層は自然を活かしたアクティビティを好むため、天候の悪化により観光を楽しめないことを不安に感じていると思われます。このような観光客に対して、その不安を軽減させるような受け入れ態勢の構築が求められます。
		効果的な観光情報発信・観光予約の利便性向上（観光 MaaS 等）	島しょ地域を観光する際、宿泊施設や交通機関、飲食施設等の予約を個別に行う必要がある場合も多く、観光情報についても十分に分かりやすい発信ができていないとも言えます。また、インバウンドや若年層は利便性向上の要望が強いですが、これに応える観光 MaaS 等の整備も十分とは言えません。観光客の視点で、観光を計画する際の利便性向上が求められます。
		需要・地域特性に応じた移動サービス	島民の主な交通手段が自家用車であるため、需要に限られる公共交通機関の利便性は高いとは言えません。多くの観光客が訪れる時期には公共交通の需要が高まりますが、その他の時期を考慮すると、交通サービスの拡大が難しい状況にあります。また、天候が変わりやすい、坂道が多い等の地域特性も考慮した島内における交通サービスの提供が求められます。
		観光インフラ（宿泊施設、交通、通信環境）の充実	宿泊施設の老朽化が進み、外国人観光客向けの設備や多言語対応が不十分な状況です。交通手段は季節による大きな需要変動への対応が難しい状況であり、冬季の航路減便や島内移動手段が限定的となっていることが課題となっています。通信環境では、携帯電話の電波不安定さや観光地での Wi-Fi 整備不足が外国人旅行者から指摘されています。観光客の更なる受け入れ態勢強化には、これらインフラの強化が求められます。
	地域産品	地域の独自性・地域産品を活かした価値が明確で競争力のある産品開発	島しょ地域では、農産物や海産物、それらの加工品など地域特有の特産品が存在しますが、商品開発を担う人材やノウハウの不足により、これらの多くは、島外の多くの人から求められるような商品までは至っていない状況です。地域の特徴を活かしながら、より魅力の高い商品を開発することが求められます。
		地域産品の生産量・生産時期、想定顧客に応じた販路の開拓・発信強化	島しょ地域の産品は、生産量や生産時期が限られ、大規模な流通に適していないものも多く存在します。これらの制約を踏まえながらも、産品に魅力を感じていただける人に対して、効果的に商品を届けていくことが求められます。

		島内外における地域 産品を活用した飲食 機会の提供拡大	島しょ地域では、観光客向けの飲食施設が十分とは言えず、地域ならではの食事を楽しめる施設も限られます。また、島しょ地域の住民は外食文化が希薄な傾向にあります。島しょ地域における食の魅力を、観光客をはじめ多くの人に感じてもらうため、産品を活用した食事を提供する機会を拡大することが求められます。
		地域産品の原料となる農産物等の鳥獣被害対策	東京島しょ地域では野生動物による農作物被害が広範囲に発生し、地域特産品の原料となる農産物の生産量低下を招いており、農業生産者の意欲低下にもつながっています。島の自然環境と共存しながら特産品の安定供給体制を維持するため、効果的かつ環境に配慮した鳥獣被害対策の実施が求められます。
	情報発信	各年代にリーチするプロモーションチャネルの選定	島しょ地域における観光名所や特産品等の情報が、島外の幅広い層に届いておらず、特に島しょ地域に訪れた経験のない人については、若年層を中心に島しょ地域の情報を目にしたことのない人が多く存在します。若年層は SNS を活用している割合が大きいなど、情報を取得する媒体が年代によって異なることを踏まえ、東京島しょ地域の認知度向上に向けた効果的な媒体を活用することが重要です。
暮らしやすい地域づくりに向けた課題	医療	島民が専門的な医療サービスを受けやすい環境整備	島しょ地域では医師が不足しており、救急や出産、専門医療を受けるためには、本土の医療機関の利用が必要な場合が多く、本土への交通費や滞在費の負担が大きい状況です。各分野の専門医による定期巡回や、オンライン診療、本土への交通費の助成が行われていますが、本土への定期的な通院が必要であることを理由に、島しょ地域を離れる人も存在することから、島民が専門的な医療サービスを受けやすい環境整備が望まれます。
	住宅	賃貸物件（一軒家住宅等）の流通促進	島しょ地域への移住にあたり、物件を見つけられないことが阻害要因となっています。地域内には空き家物件も多く存在しますが、未登記物件や所有者が不明な場合など、流通していない物件が多い状況であり、不動産取引を担う事業者の参入や物件の流通促進が望まれます。なお、島しょ地域への移住に関心を持つ人には、一軒家でゆったりと暮らせることを期待している人が多く見られます。
		空き家物件の利活用（リノベーション等）	島しょ地域では、移住者向けの物件が不足している一方、地域内には活用されていない空き家物件も多く存在しており、空き家物件の有効活用が望まれます。なお、島内の建築事業者は限られ、輸送費等の影響で建築コストも割高となっています。
		エネルギーの地産地消の仕組み構築によるレジリエンス向上	洋上風力発電等の導入検討は進むものの、電力の 90%を島外燃料に依存し、災害時の脆弱性が指摘されています。自然災害リスクの高い島嶼地域の持続性確保のため、再生可能エネルギーの地産地消モデル構築と理解促進が求められます。
	仕事	若年層を含む求人と求職者のマッチング強化	島しょ地域への移住を検討する際、働き口の選択肢が少ないことが阻害要因となり、これは進学等を機に島しょ地域を離れた若年層が島に戻らない要因の一つであるとも考えられます。一方、島の事業者では人手不足が進行し、仲介手数料等の負担により求人サイト等を活用していない事業者も多いことから、求人と求職者のマッチング強化が望まれます。
		特に若年層への事業承継の促進	島しょ地域では経営者の高齢化が進行しており、民宿等の宿泊業や飲食業等では、後継者がいないため廃業する事業者も少なくありません。また、施設の老朽化等に起因する費用負担についても、廃業が選択される要因となっており、島しょ地域の活力の維持・発展に向け、次世代への事業承継の促進が求められます。
		リモートワーク・ワーケーション誘致	島しょ地域への移住を検討している人には、若年層を中心に、仕事は内地で持ちながら、リモートワーク等を通じて島しょ地域を生活の拠点としたい人が存在しており、若年層をはじめとした移住者・来島者拡大のためにはこれらの需要獲得が求められます。なお、島しょ地域では通信インフラの整備が進んでおり、光回線等の利用も可能です。
	交通	移動困難者を対象とした買い物の利便性向上	島しょ地域における交通手段は自家用車が中心ですが、商業施設の数に限られる中、高齢者など自家用車の運転ができない人は、日常的な買物に苦労している場合があります。路線バスやタクシーも存在しますが、運行頻度や費用面で利便性が高いとは言えない状況であり、移動困難者の買物を支えるサービスが求められます。

		本土～各島への移動負担の軽減	島によって異なりますが、各島から本土までの主な交通手段は、旅客船や旅客機であり、片道運賃は数千円から1万円前後と、特に通院等により頻繁に本土まで移動する必要がある人にとっては大きな負担となっています。1回あたりの移動負担の軽減だけでなく、移動回数の削減など、多様な観点による改善が求められます。
	地域活動	地域活動の効率化（デジタル化等）	島しょ地域での移住に関心を持つ人の中には、自治会等の地域活動による負担を懸念している人が多く、実際に島しょ地域で生活する場合には、近所付き合いや地域活動への参加を求められる場合も少なくありません。地域活動のデジタル化により、企業側としては地域データ活用による新サービス開発や地域住民との関係構築といったメリットが創出できる可能性がある一方で、高齢者等のデジタルリテラシーの差による情報格差や孤立を防ぐフォロー体制が不足しています。また、地域活動自体も若年層の減少により担い手不足や活動内容のミスマッチが生じており、これらの課題を解消するためデジタル化による効率化と並行して、地域活動の内容見直しや負担の適正化が求められます。
		島内における子育て関連サービスの充実	東京島しょ地域では、民間による子育て関連サービスが限られており、事業者の参入が進んでいない状況です。保育や習い事、子ども向けの文化・スポーツ活動を提供する民間企業が少なく、選択肢の幅が狭いことが課題となっています。また、子育て用品の購入や子育て中の保護者向けサービスなど、子育て関連のビジネスも発展途上であり、本土と比較してサービスの多様性や利便性に差がみられます。島の特性を活かした魅力的な子育て関連ビジネスの展開などによる子育て環境の向上が求められます。
	理解促進	島における生活・仕事の理解促進	進学等を機に島しょ地域を離れた若年層は、卒業後に島しょ地域へ戻らない場合が多く、島外の人が島しょ地域に移住・就業した場合にも、島の生活に馴染むことができず、短期間で離れてしまう場合が少なくありません。住民の定着に向けて、島の生活や仕事の魅力の発信に加え、ミスマッチ防止のため不便な点や制約等への十分な理解促進が求められます。

別紙 2

審査基準

大項目	中項目	審査ポイント	配点
業務理解・ 執行体制	基本方針	・東京宝島事業のブランドコンセプト、本業務の背景・目的等を踏まえ、本業務に対する取組方針が示されているか ・島しょ地域に係る基礎情報や観光情報等について、適切に収集・分析し、提案内容に活かしているか	30
	業務実績	・提案内容達成に資するようなノウハウ・実績があることを確認できるか	10
	業務実施体制	・都の意向を踏まえた調整等が推進できる体制が組まれているか ・提案内容に見合った人員体制・応援体制が組まれているか ・業務を円滑に行う上で、専任のスタッフが配置されているか	20
取組内容	島しょ地域の現状・課題解決との親和性	・島しょ地域の課題・需要を正確に把握し、それらの課題解決に資する提案内容となっているか ・提案内容が、島しょ地域のブランド化につながる内容となっているか ・島しょ地域の環境・文化・人に配慮した提案内容となっているか	60
	実現可能性・継続性・将来性	・令和9年度末以内に事業化が可能な計画が立てられているか ・提案プロジェクトの対象市場は十分な利益が見込める市場か ・事業収支や資金調達の考え方、必要資金の概算、事業実現・発展に向けた課題やリスクを考慮し、それらの対応策が妥当なものか ・事業の実現にあたり、裏付けとなる根拠が示されているか	60
	独自性・優位性・技術力	・事業内容や取組手法、活用技術が一般的に見て斬新なものであるか ・他事業や既存サービスよりも優れているか、差別化が図れているか ・提案プロジェクトの遂行にあたり実現可能な技術力があるか、または現時点で実現していなくても、実現の見込みが立っているか	50
	島しょ間の連携	・各ブロック内の島しょ間をまたぐ複数事業者が連携する、または将来的に他島に拡大展開できる提案内容となっているか ・他ブロックの島しょ地域に与えるインパクトや貢献度があるか	50
取組意欲	提案資料	・提案資料は簡潔で分かりやすい内容か ・提案プロジェクトの魅力が伝わる資料となっているか	10
	説明内容	・プレゼンテーション及び質問への回答は簡潔で分かりやすいか ・島しょ地域の活性化に向けた積極的な取組姿勢と十分な課題認識が見られるか	10
合計			300

支援対象経費一覧

経費区分	内 容
機械・設備等費	プロジェクト実施に必要となる下記経費 ・機械装置・その他備品の製作、購入または借用に関する経費 ・機械装置の保守・改造・修理に必要な経費 ・製品等の改良に直接使用する機械装置・工具器具のリース、レンタル、購入、据付に要する経費 ・機械・設備等の設置に係る関連工事費（電気工事・建築工事等） ・消耗品等の購入に要する経費 【注意事項】 ・プロジェクトの成果物の中に組み込むものは、全て本区分で申請すること ・購入の場合、支援期間内に相当する費用（固定資産の償却期間における当該年度の償却費）に限り支援対象とする。 ・リース、レンタルの場合、支援期間内に相当する費用に限り支援対象とする ・割賦の場合、すべての支払いが支援期間内に終了するものに限り支援対象とする
	支援対象とならない経費の例 ・単に既存機械設備等の改良や修繕等に係る経費 ※ただし、新たな事業要素が認められる場合は、新たな事業要素部分については支援対象となる可能性がある ・本事業に使用しないものに係る経費 ・支援団体が所有及び賃借する場所以外に設置するものに係る経費 ・設置場所の社屋等の建設、増改築、整備・基礎工事等に係る経費
外注・委託費	(ア) 支援団体に直接実施することが困難、又は適当でないものについて、外部の事業者等（大学・試験研究機関及びパートナー企業等を含む。）へ委託する場合に要する経費 [例：機械加工、設計委託、試験評価、検査・実験委託、デザイン、市場調査委託、実証データ取得 等] (イ) 共同研究に要する経費 自社以外の事業者、大学、試験研究機関等との共同研究を実施する場合に要する経費 (ウ) 専門家指導の受け入れに要する経費

	外部（専門家）から指導・助言の活用や、外部（専門家）に相談を行う場合に要する経費 〔例：謝金、相談料、改良指導、技術文書作成の指導等〕 【注意事項】 実績報告時に外部からの指導・助言・相談の日報及びその内容がわかる報告書の提出が必要 (エ)試作品等の運搬委託に要する経費 自社内で不可能な実証データを取得するために、必要な機械装置等を試験実施場所等へ輸送する場合に要する経費 (オ)顧客ニーズ調査に要する経費 本事業の対象となる機器等に係る顧客のニーズを把握するために委託・外注により行う調査・分析に要する経費 【注意事項】 実績報告時に委託・外注先から納品された調査報告書の写しの提出が必要
	支援対象とならない経費の例 ・本プロジェクトの全部又は主要な部分を一括して再委託された経費 ・親会社、子会社、グループ企業等関連会社等、当事業において出資等を受けた事業会社等へ委託された経費 ・共同研究先が負担する経費
人件費	プロジェクトに直接従事した主な支援団体構成員及びの人件費 【注意事項】 (ア)直接人件費の申請額は年度あたり 1,000 万円を上限とする。 (イ)支援対象となるのは、プロジェクト実施に専念するための人員等に対する経費を対象とする。 ※ 雇用保険被保険証等の支援団体との関係を証明する書類が必要。各従事者の当月補助対象経費算定額（時間給×当月従事時間）が当月給与総支給額を超える場合は、当月給与総支給額が補助対象経費の上限とする。 (ウ)採択後、就業規則及び賃金規定の提出が必要。 (エ)精算にあたっては、従業者別の作業日報の提出が必要。 支援対象とならない経費の例 (ア)プロジェクトに直接的な関係がない業務により発生する経費〔例：経理事務や営業活動等の経常的業務等〕 (イ)就業規則等に定められた所定労働時間を超えて行われる時間外労働（超過勤務）

	(ウ)休日労働（就業時間等に定められた休日に労働した時間） (オ)雇用保険に未加入の正社員が行った業務により発生する経費 (カ)給与・報酬等の支払実績が確認できないもの (キ)給与の支払いが振込以外の場合（現金支給は支援対象外） (ク)取組事業者自身への報酬、謝金及び営利のみを目的とした活動に関する経費
旅費	プロジェクト実施のために必要な出張に係る経費 ※ 支援額総額の1割を上限とする。なお、小笠原諸島については2割を上限とする。 【注意事項】 出張前には行程表を、出張後には報告書をそれぞれ事務局へ提出が必要
使用料及び賃借料	会場の借り上げやそれに付随するマイク使用料等の、物品・施設等の使用・賃借に要する経費
広告費	普及宣伝広告（新聞・雑誌・ウェブ等のメディア広告掲載）に要する経費
その他諸経費	プロジェクト実施のため必要な経費のうち、当該取組のために使用されることが特定・確認できるものであって、上記いずれの区分にも属さないもの。 例：消耗品費 材料費 通信運搬費（例：郵便料、運送代、通信・電話料） 光熱水費（例：電気、水道、ガスの料金） 損害保険料 振込等手数料 翻訳通訳、速記費用 印刷費

FAQ

No.	質問 分類	質問	回答
1	経費	経費の精算時期は、年度末の 1 回のみでしょうか。	原則として年度末 1 回のみです。 ただし、団体の財務状況等に応じて複数回の精算が必要な場合は個別に調整できる場合がありますので、ご相談ください。
2	経費	「エントリーシート」1 ページ目の「代表事業者以外の事業者」に記載する連携事業者や委託事業者に対しての経費支払は可能でしょうか。	「親会社、子会社、グループ企業等関連会社等」に該当しない場合は経費支払いが可能です。 ※支援対象経費は「支援対象経費一覧」をご確認ください。
3	経費	新たに売上を創出するのではなく、既存の取組のコストを削減することで利益を拡大するような取り組みは対象ですか。	新規事業の創出ではなく、既存の取組のコストを削減することで利益を拡大するような取り組みは支援の 対象外 です。
4	経費	支援金が対象となる人件費には、社会保険料や税金等の費用も含めて問題ないでしょうか。	プロジェクト実施に必要な業務に従事した人員等に対する人件費であれば支援対象に該当します。
5	応募対象プロジェクト	P4 に記載の『自社の持つ強みを生かし、「3. 応募対象プロジェクト」のサービス展開に意欲のある既存の事業者やスタートアップなどの新たな起業を計画されている方が構成する団体』に自治体を含むことが可能でしょうか。	団体に自治体を含むことは可能ですが、民間団体を主な構成員としていただく必要があります。自治体において要した経費はプロジェクトのための経費であっても支援の 対象外 となります。 なお、自治体が委託する事業等に対して本経費からの支出を行うことは できません 。 また、「国、東京都、町村等により別途、同一活動の経費に対して補助金、委託費等が支給されている活動に関する経費」は支援の 対象外 です。

6	応募団体資格	P5 に記載のある「島内関係団体」の定義は何でしょうか。	島内に本社等の主たる活動の拠点を置く団体を指します。 ※応募する段階で、応募プロジェクトに関して <u>島内関係団体や事業者等との連携体制を構築していることが必要</u> となります。
7	応募方法	同一のプロジェクトの中で複数の事業展開を想定している場合に、事業ごとに別々に申請をする必要がありますか。	一つの申請につき一つの事業の応募となるため、複数の事業に応募する場合は、事業ごとに別々に応募していただく必要があります。ただし、採択されるのは一事業のみになります。
8	応募方法	複数の事業者から構成される団体（コンソーシアム等）で、複数事業の応募を検討しています。構成される団体は同一ですが、事業主体（代表事業者）が異なる場合は、異なるプロジェクトとして申請し、複数のプロジェクトの採択を目指すことは可能でしょうか。	複数の事業者から構成される団体が同一である場合は、事業主体（代表事業者）が異なる場合でも同一事業者と見なすため、採択されるプロジェクトは1つのみになります。 ただし、前述の複数の事業者から構成される団体の構成員となっている事業者が、単独または別に構成される団体で別のプロジェクトに応募することは可能です。
9	その他の留意事項	プロジェクトの PR を行う場合、具体的にどのような情報について共有・報告が必要でしょうか。	選定された場合、媒体名、掲載・放映日時、発信される概要について、掲載・放映日前までに事務局にメール等でご報告ください。 なお、選定前に本事業について発信いただくことは問題ありません。